

雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱

（通則）

第1条 雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）（以下、本要綱では「補助金」といい、各様式においては「地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、本要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、都道府県レベルで地域の関係者が一体となって実施する地域の自主的な雇用創造の取組を支援することにより、地域の抱える課題を解決し、地域の産業政策と一体となって、安定的な正社員雇用の創造のための支援を行い、ひいては地域における生産性の向上及び経済的基盤の強化に資することを目的とする。

（交付の対象及び交付額）

第3条 厚生労働大臣（以下「大臣」という。）は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第140条の2及び地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、都道府県が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 実施要領に基づき都道府県が行う事業
- (2) 都道府県が行う地域活性化雇用創造プロジェクトのうち、民間事業者等に対して都道府県が補助する事業

2 この補助金の交付額は、別表の第2欄に掲げる各メニュー対象経費の実支出額の合計に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の交付額は第3欄に掲げる基準額を超えないものとし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表

1 補助事業	2 区分		3 基準額	4 補助率
地域活性化雇用創造プロジェクト	①地域産業活性化コース	ア 事業推進・基盤整備メニュー	10億円 (注3)	8/10
		イ 事業主向け雇用創造メニュー		
		ウ 求職者向け就職支援・人材育成メニュー		
	②地域雇用活性化コース	ア 事業推進・基盤整備メニュー		
		イ 事業主向け雇用拡大支援メニュー		
		ウ 求職者向け就職支援・人材育成メニュー		

注1 区分①アから②ウに掲げるメニューに係る補助対象経費は、人材の確保・育成等に関する人件費（人件費、管理費等の名称にかかわらず、人の雇入れに係る給与、諸手当、社会保険料、健康診断料、謝金等の経費）とする。

なお、これに付随する人件費以外の事業経費（機器・物品等のリース経費、原材料、各種事務用品等の調達経費、印刷物等の経費、会議会場等借料、通信運搬費等）は、各コースの事業費の50%未満とする。

注2 以下の経費は補助対象経費としない。

- ① 都道府県、市町村、経済団体が従来から行っている人材確保・人材育成の取組の単純な振替えにあたる事業の経費
- ② 国、都道府県により別途、補助金、委託費、助成金等が支給される事業の経費
- ③ 国や都道府県、独立行政法人等が実施する事業と対象者及び内容が基本的に重複する事業のための経費
- ④ 求職者から費用を徴収している事業の経費
- ⑤ ハード面の経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための経費）
- ⑥ その他適切と認められない経費

注3 基準額については、複数の都道府県が共同で事業を実施する場合又は中小企業の働き

方改革に資する事業を実施する際の特例事業を実施する場合は12億円とする。

(申請手続)

第4条 都道府県は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による申請書を別途定める日までに大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、交付決定を行い、様式第2号による通知書を都道府県に送付するものとする。

2 大臣は、前条の規定による申請書が到達した日から起算して、原則として1月以内に交付の決定を行うものとする。

3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(概算払)

第6条 大臣は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認める場合は、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

2 都道府県は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第3号による請求書を官署支出官厚生労働省職業安定局長に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第7条 都道府県は、第5条第1項の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8条 都道府県は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第9条 都道府県は、次に掲げる場合は、あらかじめ様式第4号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第3条第2項別表第2欄に掲げる区分のうちメニューごとの配分された額を変更(事業目的に変更が生じない軽微な変更又は事業の効率的な実施のために必要な軽微な変更を除く。)しようとする場合。ただし、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更(事業目的に変更が生じない軽微な変更又は事業の効率的な実施のために必要な軽微な変更を除く。)しようとする場合。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
 - 3 大臣は、前項の変更等を行ったときは、様式第5号による通知書を都道府県に送付するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 都道府県は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、様式第6号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第11条 都道府県は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 都道府県は、補助事業の遂行及び収支状況について大臣の要求があったときは、速やかに様式第8号による報告書を大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 都道府県は、補助事業を完了したときは、その日から起算して1か月を経過した日(第10条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第9号による報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 都道府県は、補助事業の実施期間内において国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
 - 3 都道府県は、第1項又は前項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費

税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 大臣は、前条第 1 項又は第 2 項の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 9 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 10 号による通知書を都道府県に送付するものとする。

2 大臣は、都道府県に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して 20 日を経過した日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 都道府県は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、様式第 11 号による報告書を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに大臣に提出しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 16 条 大臣は、第 10 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合は、第 5 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 都道府県が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 都道府県が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 都道府県が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした

場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合において、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 都道府県は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

- 2 大臣は、取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち、取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、施行令第14条第1項第2号の規定により大臣が別に定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第19条 都道府県は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第12号による調書を作成しておかなければならない。

- 2 都道府県は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 3 都道府県は、第1項の調書、前項の収支簿及び支出内容の証拠書類を補助

金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

ただし、取得財産等のうち、取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第20条 都道府県は、間接補助事業者に補助金を交付する場合は、本要綱第3条から第19条(第5条、第14条及び第16条を除く。)までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

ただし、これらの規定中「厚生労働大臣」とあり、及び「大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「補助金」とあるのは「間接補助金」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

2 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合は、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(監督)

第21条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金の交付を受ける都道府県に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査できる。

(その他)

第22条 都道府県は、特別の事情により第3条から第7条、第9条、第10条及び第13条に定める算定方法、手続きによることができない場合は、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(附則)

- 1 この要綱の規定は、平成28年12月26日以後の申請から適用する。
- 2 この要綱の規定は、平成29年3月29日以後の申請から適用する。
- 3 この要綱の規定は、平成30年3月29日以後の申請から適用する。
- 4 この要綱の規定は、平成31年3月29日以後の申請から適用する。

様式第1号（第4条関係）

番 号
（元号）〇年〇月〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

（都道府県）知事 〇〇 〇〇 印

（元号）〇年度地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金交付申請書

（元号）〇年度地域活性化雇用創造プロジェクトの実施にあたり、下記のとおり標記補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 申請額 金 〇〇〇,〇〇〇円
- 2 国庫補助金所要額調書（別紙1）
- 3 支出予定額内訳書（別紙2）
- 4 その他参考となる書類

国庫補助金所要額調書 (都道府県名)

(単位：円)

区分	採択上限額 A	総事業費 B	対象経費支出予定額 C	対象経費支出予定額		C×補助率 D	国庫補助 所要額 E
				うち 人件費			
①地域産業活性化コース ア、事業推進・基盤整備メ ニユ一 イ、事業主向け雇用創造メ ニユ一 ウ、求職者向け就職支援・人 材育成メニユ一 エ、指定事業主雇用助成メ ニユ一	0	0	0	0	0	0	0
②地域雇用活性化コース ア、事業推進・基盤整備メ ニユ一 イ、事業主向け雇用拡大支援 メニユ一 ウ、求職者向け就職支援・人 材育成メニユ一 エ、指定事業主雇用助成メ ニユ一	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

地域活性化雇用
創造プロジェクト

支出予定額内訳書 (都道府県名)

(単位：円)

区分	基準額	支出予定額	備考
地域活性化雇用創造プロジェクト事業費	1,000,000,000	0	
①地域産業活性化コース		0	
ア、事業推進・基盤整備メニユ一			
イ、事業主向け雇用創造メニユ一			
ウ、求職者向け就職支援・人材育成メニユ一			
エ、指定事業主雇用助成メニユ一			
②地域雇用活性化コース		0	
ア、事業推進・基盤整備メニユ一			
イ、事業主向け雇用拡大支援メニユ一			
ウ、求職者向け就職支援・人材育成メニユ一			
エ、指定事業主雇用助成メニユ一			

様式第2号（第5条関係）

（番号）

（元号）〇年度地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金交付決定通知書

（都道府県）知事 ●● ●● 殿

（元号）〇年〇月〇日●●第〇号（以下「申請書」という。）で申請のあった標記補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条^{第1項の規定により、}_{第3項の規定により、}修正のうえ、^{次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。}

（元号）〇年〇月〇日

厚生労働大臣 ●● ●● 印

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、（元号）〇年〇月〇日（番号）厚生労働事務次官通知の別紙「雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第3条に定める事業であり、その内容は

}	申請書記載
	2及び3

 のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合において、補助事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
補助事業に要する経費 金 〇〇〇,〇〇〇円

補助金の額 金 〇〇〇,〇〇〇円

- 3 補助金の額の確定は、交付要綱第3条に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 (都道府県)は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱の定めるところに従わなければならない。
- 5 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、本通知を受理した日から起算して15日以内とする。

様式第3号（第6条関係）

番 号
（元号）〇年〇月〇日

官署支出官
厚生労働省職業安定局長 殿

（都道府県）知事 ●● ●● 印

（元号）〇年度地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金概算払請求書

（元号）〇年〇月〇日（番号）をもって交付の決定を受けた標記補助金について下記のとおり請求します。

記

金 〇〇〇,〇〇〇円

ただし、標記補助金（第〇・四半期分）として

（内訳）

	交付決定額	今回請求額	支払済額	残額
地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円

様式第4号（第9条関係）

番 号
（元号）〇年〇月〇日

厚生労働大臣 ●● ●● 殿

（都道府県）知事 ●● ●● 印

（元号）〇年度地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金変更申請書

（元号）〇年〇月〇日（番号）をもって交付の決定を受けた標記補助金について、下記のとおり { 国庫補助の変更交付（追加・減額）
補助対象経費の配分額の変更の承認
補助事業の内容の変更の承認 } を受けた
いので関係書類を添えて申請する。

記

- 1 変更後申請額 金 〇〇〇,〇〇〇円
（既交付決定額 金 〇〇〇,〇〇〇円）
（既交付決定額からの増減額 金 (△) 〇〇〇,〇〇〇円)
- 2 変更を受けようとする理由
- 3 国庫補助金所要額変更調書（別紙1）
- 4 支出予定額変更内訳書（別紙2）
- 5 その他参考となる書類

国庫補助金所要額変更調書 (都道府県名)

(単位：円)

区分	採択上限額 A	総事業費 B	対象経費支出予定額 C	対象経費支出予定額 D		C×補助率 E	国庫補助 所要額
				うち人件費			
①地域産業活性化コース	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
ア、事業推進・基盤整備メ ニュー	0	0	0	0	0	0	0
イ、事業主向け雇用創造メ ニュー	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
ウ、求職者向け就職支援・ 人材育成メニュー	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
エ、指定事業主雇用助成メ ニュー	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
②地域雇用活性化コース	(0)	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
ア、事業推進・基盤整備メ ニュー	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
イ、事業主向け雇用拡大支 援メニュー	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
ウ、求職者向け就職支援・ 人材育成メニュー	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
エ、指定事業主雇用助成メ ニュー	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	(0)	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

(注) 当初所要額を上段 () 書きとする。

支出予定額変更内訳書 (都道府県名)

(単位：円)

区分	基準額	支出予定額	備考
地域活性化雇用創造 プロジェクト事業費	1,000,000,000	(0) 0	
①地域産業活性化 コース		(0) 0	
ア、事業推進・ 基盤整備メ ニユ一		(0)	
イ、事業主向け 雇用創造メ ニユ一		(0)	
ウ、求職者向け 就職支援・人材 育成メニユ一		(0)	
エ、指定事業主 雇用助成メ ニユ一		(0)	
②地域雇用活性化 コース		(0) 0	
ア、事業推進・ 基盤整備メ ニユ一		(0)	
イ、事業主向け 雇用拡大支援メ ニユ一		(0)	
ウ、求職者向け 就職支援・人材 育成メニユ一		(0)	
エ、指定事業主 雇用助成メ ニユ一		(0)	

(注) 当初所要額を上段 () 書きとする。

(元号)〇年度地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
変更交付決定通知書

(都道府県)知事 ●● ●● 殿

(元号)〇年〇月〇日(番号)をもって交付の決定を行った標記補助金については、(元号)〇年〇月〇日●●第〇号(以下「変更申請書」という。)の申請に基づき、交付決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知する。

(元号)〇年〇月〇日

厚生労働大臣 ●● ●● 印

- 1 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、(元号)〇年〇月〇日(番号)厚生労働事務次官通知の別紙「雇用開発支援事業費等補助金(地域活性化雇用創造プロジェクト)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)第3条に定める事業であり、その内容 { 変更申請書記載 }
2及び3
のとおりとする。

- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合において、補助事業に要する経費又は補助金の額が変更される時は、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	〇〇〇,〇〇〇円
うち今回増加(減少)額	金	〇〇〇,〇〇〇円
補助金の額	金	〇〇〇,〇〇〇円

うち今回追加（減少）交付額 金 〇〇〇,〇〇〇円

- 3 補助金の額の確定は、交付要綱第3条に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 （都道府県）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の定めるところに従わなければならない。
- 5 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、本通知を受理した日から起算して15日以内とする。

様式第5-2号(第9条関係)

(番号)

(元号)〇年度地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金に係る
経費配分(事業内容)変更承認通知書

(都道府県)知事 ●● ●● 殿

(元号)〇年〇月〇日●●第〇号で申請のあった標記については、申請どおり承認したので通知する。

(元号)〇年〇月〇日

厚生労働大臣 ●● ●● 印

様式第6号（第10条関係）

番 号
（元号）〇年〇月〇日

厚生労働大臣 ●● ●● 殿

（都道府県）知事 ●● ●● 印

（元号）〇年度地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
事業中止（廃止）承認申請書

（元号）〇年〇月〇日（番号）をもって交付の決定を受けた標記補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので関係書類を添えて申請する。

記

- 1 中止予定期間（廃止予定年月日）
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 中止（廃止）後の措置
- 4 その他参考となる書類

様式第7号（第11条関係）

番 号
（元号）〇年〇月〇日

厚生労働大臣 ●● ●● 殿

（都道府県）知事 ●● ●● 印

（元号）〇年度地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
事業完了予定期日変更報告書

（元号）〇年〇月〇日（番号）をもって交付の決定を受けた標記補助金に係る事業完了予定期日の変更について、下記のとおり報告する。

記

1 事業完了予定期日

変更前 （元号）〇年〇月〇日

変更後 （元号）〇年〇月〇日

2 経費所要額

交付決定額	〇〇年度受入済額	〇〇年度への 要繰越額	不用額
〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円

3 予定の期間内に完了しない理由

様式第8号（第12条関係）

番 号
（元号）〇年〇月〇日

厚生労働大臣 ●● ●● 殿

（都道府県）知事 ●● ●● 印

（元号）〇年度地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
状況報告書

（元号）〇年〇月〇日（番号）をもって交付の決定を受けた標記補助金について、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助事業の遂行状況
- 2 補助対象経費の区分別収支状況
- 3 その他参考となる書類

様式第9号（第13条関係）

番 号
（元号）〇年〇月〇日

厚生労働大臣 ●● ●● 殿

（都道府県）知事 ●● ●● 印

（元号）〇年度地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
事業実績報告書

（元号）〇年〇月〇日（番号）をもって交付の決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告する。

記

- 1 精算額 金 〇〇〇,〇〇〇円
- 2 国庫補助金精算額調書（別紙1）
- 3 支出済額内訳書（別紙2）
- 4 その他参考となる書類

国庫補助金精算額調書 (都道府県名)

(単位：円)

区分	採択上限額 A	総事業費 B	対象経費支出済額		C×補助率 D	国庫補助 所要額 E	交付決定額 F	国庫補助金 受入済額 G	差引不足額 (G-E) H
			うち 人件費	C					
①地域産業活性化コース	0	0	0	0	0	0			
②地域雇用活性化コース	0	0	0	0	0	0			
合計	0	0	0	0	0	0			

地域活性化雇
用創造プロ
ジェクト

(注) E欄は、D欄とF欄を比較して少ない方の額を記載する。

支出済額内訳書 (都道府県名)

(単位: 円)

区分	基準額	支出済額	備考
地域活性化雇用創造プロジェクト事業費	1,000,000,000	0	
①地域産業活性化コース		0	
ア、事業推進・基盤整備メニュー			
イ、事業主向け雇用創造メニュー			
ウ、求職者向け就職支援・人材育成メニュー			
エ、指定事業主雇用助成メニュー			
②地域雇用活性化コース		0	
ア、事業推進・基盤整備メニュー			
イ、事業主向け雇用拡大支援メニュー			
ウ、求職者向け就職支援・人材育成メニュー			
エ、指定事業主雇用助成メニュー			

様式第 10 号 (第 14 条関係)

(番号)

(元号) ○年度地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
確定通知及び返還命令書

(都道府県) 知事 ●● ●● 殿

標記補助金については、(元号) ○年○月○日●●第○号をもって提出のあった事業実績報告書に基づき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号) 第 15 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

なお、この確定額を超えて既に交付されている補助金については、同法第 18 条第 2 項の規定により、(元号) ○年○月○日までに下記返還額の返還を命ずる。

(元号) ○年○月○日

厚生労働大臣 ●● ●● 印

記

確定額	金	〇〇〇,〇〇〇円
返還額	金	〇〇〇,〇〇〇円

様式第 11 号 (第 15 条関係)

番 号
(元号) 〇年〇月〇日

厚生労働大臣 ●● ●● 殿

(都道府県) 知事 ●● ●● 印

(元号) 〇年度地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

(元号) 〇年〇月〇日 (番号) をもって交付の決定を受けた標記補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり関係書類を添えて報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (平成 30 年法律第 179 号) 第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 〇〇〇, 〇〇〇円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要国庫補助金返還相当額)

金 〇〇〇, 〇〇〇円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類 (確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる書類) を添付する。

(元号) ○○年度地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金調書

(単位：円)

国		入				出				備考
		歳		入		歳		出		
歳出予算科目	交付決定額	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
(目) 雇用開発支援 事業費等補助金										
(目細) 地域活性化 雇用創造プロジェ クト										

(注) 1 「地方公共団体」欄の「科目」欄は、歳入にあたっては、款、項、目、節を、歳出にあたっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
 2 「予算現額」欄は歳入にあたっては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあたっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。